

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月24日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月26日から同年7月24日まで

A社が、新会社C社を設立し、私は両社で継続して勤務していた。給料も途切れることなくもらっていたので、一時的に厚生年金保険を脱退していたとは思えない。C社の代表者は、A社の代表者の父であり、同社の会長でもあったので、A社における資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社の元同僚3人並びにA社の元事業主の証言から判断すると、申立人は、同社及びC社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年7月24日であり、複数の元同僚の証言から、同日までの給料計算及び厚生年金保険に係る事務はA社において行われていたことがうかがえることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和46年4月1日からA社に勤務し、同月分の給与から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、資格取得日が同年5月1日とされており承服できない。給料支払明細書を提出するので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持する給料支払明細書により、申立人が昭和46年4月1日からA社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和46年4月の給料支払明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は、納付を確認できる当時の書類が残っていないため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和60年5月、61年11月及び同年12月は24万円、平成6年11月から7年4月までは32万円、同年5月から8年9月までは44万円、同年10月から同年12月までは41万円、9年1月から同年7月までは50万円、同年8月は47万円、同年9月から同年11月までは50万円、同年12月は47万円、10年1月から11年1月までは50万円、同年2月及び同年3月は41万円、同年4月は50万円、同年5月及び同年6月は41万円、同年7月及び同年8月は50万円、同年9月は41万円、同年10月は47万円、同年11月は50万円、同年12月は41万円、12年1月は47万円、同年2月は50万円、同年3月及び同年4月は47万円、同年5月は50万円、同年6月から13年5月までは47万円、同年6月は44万円、同年7月及び同年8月は47万円、同年9月から同年11月までは44万円、同年12月及び14年1月は41万円、17年12月から18年9月までは36万円、同年10月から同年12月までは34万円、19年1月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年5月1日から62年1月1日まで
② 平成3年9月1日から19年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、私が所持している同社の給料支払明細書の支給額に比べて、国の年金記録の標準報酬月額が低額となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基

づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和 60 年 5 月、61 年 11 月及び同年 12 月、申立期間②のうち、平成 6 年 11 月、7 年 2 月、同年 5 月、同年 8 月から同年 10 月まで、同年 12 月から 8 年 3 月まで、同年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月から同年 11 月まで、9 年 1 月から同年 11 月まで、10 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 10 月、11 年 1 月、同年 4 月、同年 7 月から同年 11 月まで、12 年 1 月から同年 6 月まで、同年 9 月から 13 年 5 月まで、同年 7 月から同年 11 月まで、14 年 1 月、17 年 12 月、18 年 1 月、同年 3 月から同年 5 月まで、同年 7 月及び同年 8 月、同年 10 月から 19 年 1 月までの標準報酬月額については、申立人から提出のあった給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、当該期間の標準報酬月額については、昭和 60 年 5 月、61 年 11 月及び同年 12 月は 24 万円、平成 6 年 11 月及び 7 年 2 月は 32 万円、同年 5 月、同年 8 月から同年 10 月まで、同年 12 月から 8 年 3 月まで、同年 5 月及び同年 6 月、同年 8 月及び同年 9 月は 44 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 41 万円、9 年 1 月から同年 7 月までは 50 万円、同年 8 月は 47 万円、同年 9 月から同年 11 月まで、10 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から同年 6 月まで、同年 8 月、同年 10 月、11 年 1 月、同年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月は 50 万円、同年 9 月は 41 万円、同年 10 月は 47 万円、同年 11 月は 50 万円、12 年 1 月は 47 万円、同年 2 月は 50 万円、同年 3 月及び同年 4 月は 47 万円、同年 5 月は 50 万円、同年 6 月、同年 9 月から 13 年 5 月まで、同年 7 月及び同年 8 月は 47 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 44 万円、14 年 1 月は 41 万円、17 年 12 月、18 年 1 月、同年 3 月から同年 5 月まで、同年 7 月及び同年 8 月は 36 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 34 万円、19 年 1 月は 32 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成 6 年 12 月及び 7 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月、同年 6 月及び同年 7 月、同年 11 月、8 年 4 月、同年 7 月、同年 12 月、9 年 12 月、10 年 3 月、同年 7 月、同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月、11 年 2 月及び同年 3 月、同年 5 月及び同年 6 月、同年 12 月、12 年 7 月及び同年 8 月、13 年 6 月、同年 12 月、18 年 2 月、同年 6 月、同年 9 月については、申立人から提出のあった当該期間の前後の給料支払明細書等により推認できる保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額については、6 年 12 月及び 7 年 1 月、同年 3 月及び同年 4 月は 32 万円、同年 6 月及び同年 7 月、同年 11 月、8 年 4 月、同年 7 月は 44 万円、同年 12 月は 41 万円、9 年 12 月は 47 万円、10 年 3 月、同年 7 月、同年 9 月、同年 11 月及び同年 12 月は 50 万円、11 年 2 月及び同年 3 月、同年 5 月及び同年 6 月、同年 12 月は 41

万円、12年7月及び同年8月は47万円、13年6月は44万円、同年12月は41万円、18年2月、同年6月、同年9月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、給料支払明細書等で確認又は推認できる申立人に支給された報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②のうち、平成3年9月から同年11月まで及び4年3月について、申立人から提出のあった給料支払明細書を見ると、当該期間に係る事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成15年1月から17年11月まで及び19年2月について、申立人から提出のあった平成16年度から20年度までの「市・県民税（所得・課税）証明書」により、社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることは推認できるものの、当該証明書及びA社における給与支給に係る事務処理の状況から、各月の報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立期間①のうち、昭和60年6月から61年10月まで、申立期間②のうち、平成3年12月から4年2月まで、同年4月から6年10月まで、14年2月から同年12月までについて、申立人は、当該期間に係る給料支払明細書を所持しておらず、事業主により、当該期間に係る給料支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料等の提出も無いことから、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料の控除額を確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年2月から2年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月から2年1月まで

私は、昭和63年9月に会社を退職後、国民年金に加入して、しばらくの間は国民年金保険料を納付していたが、収入が無かったため、平成元年2月にA市役所で免除の申請手続きを行い、以降、再就職するまでの間、年度ごとに免除の更新手続きを行った。

年金記録では、平成2年2月及び同年3月は、当初、未納期間であったが、申請免除期間と訂正され、申立期間も申請免除期間のはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、年金記録では、平成2年2月及び同年3月は、当初、未納期間であったが、申請免除期間と訂正されたので、申立期間も申請免除期間のはずであると主張している。

しかしながら、平成2年2月及び同年3月については、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の「検認記録」欄において、国民年金保険料が免除されたことを示す「シ」と記録されていたことから年金記録が訂正されたものの、申立期間について、未納を示す「ミ」と記録されていることが確認できる。

また、申立人の元妻に係るA市の国民年金被保険者名簿の「検認記録」欄においても、申立期間について、未納を示す「ミ」と記録されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人に対し、平成2年7月7日付けで国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間が申請免除期間とされていたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年5月から48年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和50年4月にA市役所で国民健康保険に加入する手続きをした際、市担当者から健康保険の加入に併せて国民年金にも加入し20歳からの保険料を納付するように指示を受け、4年間の保険料を支払った。しかし、申立期間①及び②の年金記録が欠落している。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和50年4月の加入手続きの際、市担当者から20歳からの保険料を納付するように指示を受け、4年間の保険料を支払ったと主張している。

しかしながら、申立期間①においては国民年金保険料の特例納付が可能であった時期であるものの、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が当該期間について特例納付した記録は確認できない。

また、申立人は、上記の旨主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年7月に払い出されていることが確認でき、国民年金被保険者名簿によると、当該名簿の作成日は同年3月31日と記載されていることが確認できることから、この頃に国民年金の加入手続きが行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、当該加入手続き時点で、申立期間①については既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

申立期間②について、上記加入手続の状況から、当該期間は過年度納付が可能であるものの、申立人に係る特殊台帳によると、申立期間②直前の昭和 48 年度の欄には保険料を納付した記録が確認できるが、49 年度の欄には、保険料の未納を示す「00」と記録されていること及びA市と社会保険事務所（当時）の納付記録が一致していることを示す照合印が確認できる。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立期間②直前の昭和 48 年度の収納欄に、「51. 4. 30」の押印が確認できるが、49 年度の欄は空欄であり、申立期間②を過年度納付した記録は見当たらず、当該名簿には記録を照合することを示す「照」の押印が確認でき、上記特殊台帳及び当該被保険者名簿の年金記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月10日から24年9月1日まで

私の夫は、昭和21年6月10日から24年9月1日までの間、A社に勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和21年6月10日から24年9月1日までの間、A社で勤務していた。」と主張している。

しかし、A社は、「申立期間当時の人事記録は現存していないものの、昭和17年以降の被保険者台帳を保存していることから、当該台帳を調査したが、申立人の氏名は確認できず、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況等については不明である。また、同保険に加入していない従業員の給与からは同保険料を控除することはない。」と回答している上、B健康保険組合は、「当組合で保管している申立期間当時の被保険者台帳を調査したが、申立人に係る健康保険被保険者記録は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における同社に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員のうち、連絡先が判明した33人に照会したところ、回答のあった17人とも、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、A社は、昭和22年6月に、同社とC社に分社し、申立人は、前述の元従業員の供述から、分社前のA社の営業所（分社後は、C社の営業所）で勤務していたことが推認できるところ、C社から提出のあった申立人に係る「A社の人事記録」を見ると、申立人は、20年4月10日に同社で働き始め、21年6月22日に依願退職していることが確認できる上、申立人が申立期間よりも後に勤務したD社から提出のあった申立人に係る社員名簿を見ると、20年4月にC社に入社し、21年5月に同社を退社していることが確認でき、同社（申立期間当時はA社）の入社時期及び退社時期は、両履歴とも同時期であり、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格取得日（20年4月1日）及び同資格喪失日（21年6月10日）ともおおむね一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 3 月 16 日から 6 年 7 月 29 日まで
② 平成 9 年 11 月 30 日から同年 12 月 22 日まで

私は、平成 2 年 3 月 16 日 A 社に入社し、9 年 12 月 22 日までの間、B 社に駐在員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出のあった預金通帳の A 社からの振込額、同社の元事業主及び元経理事務担当役員の供述並びに申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、申立期間①において、B 社の駐在員として継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「申立人は、B 社の社員であり、当社の社員ではない。給与は、当社からは支給していなかったと思う。社会保険についても現地の保険に加入していた。」と供述している上、同社の元経理事務担当役員は、「申立人の給与は B 社から支給されていたと思う。申立人が当社に給与明細書、源泉徴収票の発行請求を何度もしたが発行してもらえなかったと主張していることについては、当社で給与が支給されていたのであれば、給与明細書は必ず発行し、渡しているはずである。また、当社は、平成 11 年 3 月 * 日に倒産しており、当時の資料は現存していない。」と供述している。

また、申立人が記憶する日本から駐在員として B 社で勤務していた元従業員二人について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できないことから、同僚調査を行うことができず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人から提出のあった預金通帳を見ると、申立期間①のうち、平成 2 年 3 月 19 日から 5 年 12 月 30 日までの期間については、毎月、A 社

から一定の金額が振り込まれていることが確認できるものの、当該振込額を見ると、2年3月19日に24万4,730円、その他の月は5万円から300万円が振り込まれており、同年同月以外は下三桁が各月とも0円であり端数額が見られないところ、同年同月同日の振込額は、同社への入社（同年同月16日）直後であり、同社の給与支給日が月末であることを踏まえると、給料とは考え難いこと、その他の月も、厚生年金保険料が控除されていれば少なくとも下三桁が各月とも0円ということは考えられないことから、当該振込額から判断すると、当該期間については、保険料が控除されていたとは考え難い上、申立期間①のうち、6年1月31日から同年6月30日までの期間については、各月とも、振込額が確認できないことから、当該期間の保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、C市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、平成3年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得し、6年7月29日に同資格を喪失していることが確認できる上、オンライン記録によると、申立人は、同年金には任意加入し、当該期間の保険料を前納しているが、前納した保険料のうち、同年7月から7年3月までの保険料については、厚生年金保険の被保険者資格の取得に伴い、6年11月14日に還付決定が行われていることが確認できる。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A社には、平成9年12月22日まで在籍しており、同年12月分の給与も振り込まれていた。」と主張している。

しかしながら、前述の元経理事務担当役員は、「申立人には平成9年12月分の給与は支払っていない。申立人の預金通帳に、同年同月8日に124万円（振込名目は、A社シャインモチ）振り込まれているのは、振込名目が「シャインモチ」であることから、毎月、給与から引き落とししていた積立金について、当社の閉鎖に伴い、返還されたものだと思う。」と供述しており、当該振込額から、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除等を確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において、平成9年11月30日に申立人を含む137人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社は、同年同月同日、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所のB営業所、C営業所及びD営業所に勤務した。B営業所及びC営業所では、E業務などを行い、D営業所では、F業務を行った。住まいは、G町にあったH寮で、夜間は定時制高校に通っていた。就職後2か月ぐらいは試用期間だったかもしれないが、その後は、共済組合に入っていたと思う。しかし、この間の年金記録が全く無い。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所I支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、J共済組合は、「正規職員のみが共済年金に加入できた。申立人の加入記録は見当たらない。」と回答しており、K団体は、「正規職員になった者の履歴のみ保存している。申立人の履歴は確認できない。」と回答している。

また、上記複数の元同僚は、申立期間における申立人の身分及び共済年金の加入については分からないと証言している上、申立人が記憶する元同僚についても、大半の記憶は姓のみで人物を特定できず、申立てに係る証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録において、申立期間にJ共済組合の加入期間が確認できる複数の元従業員は、「誰もが、臨時雇用員を務めた後、試用員を経て正規職員になった。臨時雇用員の期間は人によって異なり、6か月から3年ぐら이었다。」、「正規職員になって、初めて共済組合に加入した。」とそれぞれ証言している上、申立人が主張する勤務についてK団体は、「当時のA事業

所では、正規職員の場合、E業務系統に属する営業所からF業務系統に属する営業所への転勤はあり得なかった。」と回答しており、上記複数の元従業員も同様の証言をしている。

一方、申立期間について、申立人が臨時雇用員や試用員だった場合には、厚生年金保険の被保険者であった可能性を考慮する必要があるところ、上記複数の元同僚及び元従業員は、オンライン記録によると、J共済組合に加入前の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、上記複数の元同僚及び元従業員からは、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入の有無について証言を得ることはできない。

また、K団体は、「申立人は年齢からすると中途採用であり、申立人の主張する業務内容であれば、パート勤務扱いの雇用だった可能性もある。」と回答している。

さらに、A事業所 I 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同支店は昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間のうち同年4月1日から同年12月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である上、同日に2,832人が資格を取得したことが確認できるものの、申立人の氏名の記載は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 15 日まで
私は、A校（現在は、B校）を卒業後、同校の紹介で入店したC県D市（現在は、E市）のF事業所（商業登記簿上はG社、以下「F事業所」という。）に昭和 42 年 4 月 1 日から 47 年 3 月 15 日までの間勤務していたにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

F事業所の元同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人及び前述の元同僚は、「F事業所（支店も含む。）は、C県内のみで営業していた。」と供述しているところ、F事業所及び商業登記簿上の事業所名であるG社は、C県内において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、F事業所は、既に閉鎖されている上、同事業所の元事業主並びに申立人及び前述の元同僚が記憶する申立期間当時の事務担当者は、所在が不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、前述の元同僚は、「F事業所から、厚生年金保険についての説明は無く、他の従業員が同保険に加入していたかどうか分からない。」と供述している上、オンライン記録によると、当該元同僚は、同事業所に勤務していたと供述している期間（昭和 42 年 3 月頃から 47 年 6 月頃までの期間）のうち、20 歳到達時の 43 年*月から同事業所退職までの期間については、国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 23 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 24 日から同年 10 月 22 日まで
③ 昭和 39 年 5 月 6 日から 40 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 16 日から 42 年 3 月 1 日まで

私は、脱退手当金の支給決定日頃、年金については無知であったので脱退手当金という言葉も知らなかったこと、社会保険事務所（当時）を知らなかったこと及び乳飲み子を抱え手続に行くことなどできなかったことなどから、脱退手当金の請求ができたはずはなく、また受給をした記憶も無いため、脱退手当金が支給されているはずは無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間において、4事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金は、当該4事業所を管轄しているそれぞれの社会保険事務所で管理されていた厚生年金保険被保険者期間を対象として漏れなく支給決定されており、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、法定支給額と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことにな

っているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、上記のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 4697 (事案 3889 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月に実兄が代表取締役を務める A 社に入社し、平成 12 年 7 月に役員報酬が減額されるまで、一度も給与が下がったことがないにもかかわらず、国の記録では、昭和 42 年 10 月に標準報酬月額が 4 万 2,000 円から 3 万円に減額されており、不自然なものとなっていることについて、貴委員会に記録の訂正を申し立てたところ、平成 23 年 8 月 1 日付けで申立てを認めることができないと通知があったが納得できない。今回の再申立てに際し、新たに同社のことをよく知る二人の意見書を提出するので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る前回の申立てについては、i) 申立人は、当時の給与明細書を保有しておらず、A 社の元事業主も、「申立期間当時の関係資料は保存しておらず、標準報酬月額の引下げの経緯及び理由は分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 申立期間当時に、A 社において被保険者資格を有する 6 人に照会し、3 人より回答を得たが、申立人が主張する報酬月額について具体的な証言を得ることはできない上、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらないこと、iii) このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 23 年 8 月 1 日付けで通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、新たな資料としてA社のことをよく知る二人の意見書を提出するので、再度調査してほしいと申し立てている。

しかしながら、再申立てに当たり、申立人から提出のあった二人の意見書は、申立期間当時のA社の経営状況、申立人及び社長の人柄等についての内容である上、当該二人に照会したが、申立人の申立期間に係る給与及び厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることができないことから、当該二人の意見書は、申立期間についての当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料とは認められない。

そのほか、申立期間について、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月 1 日から 16 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 4 月 1 日から平成 16 年 1 月 31 日までの間、A社に勤務していたが、預金通帳を見ると、同社からの当該期間に係る給与振込額は毎月 30 万円を超えているにもかかわらず、標準報酬月額は 15 万円と低額となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 16 年 1 月については、申立人から提出のあった給与明細書を見ると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間のうち、平成 16 年 1 月以外の期間については、申立人から提出のあった預金通帳を見ると、申立人の申立期間に係る A 社からの給与振込額は、毎月 30 万円を超えていることが確認できる。

しかしながら、A社の代表取締役は、「申立期間当時の厚生年金保険に関

する資料については破棄してしまったことから、申立人に係る報酬月額及び保険料控除額については確認することができない。申立期間当時、当社の給与の決定、社会保険等の業務はオーナーが統括していたので、当時どういう届出を行ったかについては分からない。しかし、オーナーは、社会保険手続等の業務を社会保険労務士事務所に委託していたことから、申立人の標準報酬月額も、国の記録どおりに届出し、同届出の標準報酬月額に基づいた保険料を控除していたと思う。」と回答している上、同社が業務を委託していた社会保険労務士事務所の所長は、「申立期間に係る申立人の報酬月額変更届・算定基礎届、賃金台帳等の資料は5年間保管した後に破棄してしまったため、申立人の給与支給額、保険料控除額を確認することができない。しかし、B厚生年金基金に、平成14年7月1日付けで厚生年金基金加入員給与月額変更届（以下「月額変更届」という。）及び同理由書を提出した経緯については、同社のオーナーから、『業績不振により、会社を閉鎖するよりも社員の給与を下げるにより会社を存続したい、社員には会社の存続のため給与を減額することを話すので、報酬月額変更届の手続を行ってほしい。』と指示されたことを記憶している。当事務所は、オーナーの指示どおりに手続をし、届出どおりの標準報酬月額に基づき保険料控除額を計算していた。」と供述している。

また、オンライン記録により、A社において、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員11人に照会したところ、回答のあったうちの一人は、「平成13年12月頃、会社から、給与のうち、基本給を特別手当に変更することにより社会保険料を節減したい。これにより、従業員の社会保険料控除額が少なくなるとの説明があった。」、他の一人（申立人が記憶）は、「会社から当社の存続のため、社員の給与を一時的に減額させてほしいと頼まれ、仕方なく了承した。」とそれぞれ供述している。

さらに、B厚生年金基金から提出のあったA社に係る平成14年7月1日の月額変更届を見ると、申立人の標準報酬月額は、従前の36万円から15万円に変更されており、同年10月1日及び15年9月1日の厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）においても15万円で届出されていることが確認でき、14年7月1日の月額変更届理由書には、申立人を含む9人の標準報酬月額が大幅に減額になった理由について、「業績不振により平成14年3月度から、一週間の労働時間が40時間から30時間になったため、給料が減額になりましたので月額変更届を提出します。」との記載が確認できる上、同基金は、「申立人の平成14年7月1日から16年2月1日までの間の標準報酬月額は、日本年金機構の記録と相違なく15万円であり、14年7月1日の月額変更届及び同理由書、同年10月1日及び15年9月1日の算定基礎届は、日本年金機構分も同時に記載可能な複写式である。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、A社において、平成14年7月時点で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員12人の標準報酬月額推移を見ると、そのうち6人（代表取締役を含む）の標準報酬月額は、同年7月1日付けで、従前の36万円から59万円が20万円に、残りの6人（申立人を含む。）も、同年同月同日付けで、従前の24万円から36万円が15万円にそれぞれ大幅に減額されていることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。